

確定申告について

▶ 問合せ先 高崎税務署 ☎027-322-4711 (代表)

税務署で申告する 必要がある人

所得税（源泉徴収税などの国税）を還付または納付するには、確定申告が必要です。

次の人は税務署で申告してください。（町では受け付けできません。）

- ① 平成25年分以外の確定申告
- ② 山林所得や譲渡所得（土地建物、株式など）がある人
- ③ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ④ 東日本大震災で住宅などに被害を受け、所得税の軽減・免除を受けられる人

所得税・消費税の確定申告

平成25年分所得税・消費税の確定申告書は、申告が必要と思われる人に、1月末頃送付予定です。

平成25年分 給与支払報告書の 提出について

平成25年分給与支払報告書は、電子申告での提出も受け付けています。

▼ 問合せ先 サポートデスク
☎0570-08-1459

URL <http://www.etax.jp/>

平成25年分 住宅借入金等特別税額控除

住宅ローン等を利用して、マイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件を満たすと、所得税の税額控除を受けられます。

平成25年分の「特定増改築等」住宅借入金等特別控除を受ける人は、国税庁のホームページなどで要件を確認し、所得税の確定申告をしましょう。

なお、住宅借入金等特別控除を受けるために作成する確定申告書には、様々な書類を添付する必要があります。

税務署にお問合わせください。

マイホームを
建てました！



確定申告をすると
所得税が返って
くるんだね！



News

26年1月から 拡大されます

記帳・帳簿等の
保存制度の対象者

事業所得などを有する白色申告の人に対する記帳・帳簿等の保存制度の対象者が、平成26年1月から拡大されます。

▼26年1月から対象となる人

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人。

※所得税および復興特別所得税の申告が必要ない人も制度の対象となります。

※現行は、白色申告の人で、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が三百万円を超える人。

▼記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れ、その他必要経費に関する事項。一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよい。

▼帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

確定申告書の作成に便利！ 国税庁のホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力し、確定申告書を作成することができます。

作成した申告書は印刷して税務署へ郵送するなどし、提出できます。

また、e-Taxで作成したデータを送信することもできます。（※e-Taxで送信する場合は、事前に電子証明書やICカードリーダーライタなどの準備が必要です。）

作成中のデータを保存し、後で読み込んで作業を再開することもできます。保存したデータは、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

自宅のパソコンで
簡単に確定申告書が
作成できるよ！





町政ニュース

児童クラブ

平成26年度 入所児童を募集

明治児童クラブ、駒寄児童クラブ（第1・第2）では、平成26年度入所児童を募集します。

▼対象 小学校1～3年生の児童で、両親や祖父母が仕事などにより、放課後家にいない家庭の児童

※申込者の人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠けている度合の高い児童を優先に決定します。

▼申込方法 入所申請書に必要な事項を記入し、就労証明書添えて提出。

※町内に祖父母がお住まいの場合は、祖父母の就労証明書も必要です。

▼申請書 1月6日（月）から社会福祉協議会（老人福祉センター内）、または各児童クラブで配布。（社会福祉協議会のホームページからダウンロードもできます。）

▼提出先

新規入所希望児童

社会福祉協議会（月～金の午前8時30分～午後5時15分）

継続を希望する児童

各児童クラブ

▼受付期間 1月6日（月）～20日（月）

⑤問合せ先

社会福祉協議会

☎ 54・3930

URL <http://yoshioka-shakyo.jp/>



児童生徒のための制度

就学援助費の申請をお忘れなく

町では、経済的な理由のため就学困難と認められる小・中学生の保護者（生活保護受給者に準ずる程度）に、学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。（生活保護法に基づく教育扶助の受給者は除く）

平成26年度に援助を希望する保護者は、「就学援助費交付申請書」を在籍している学校に提出してください。申請書は、各小中学校および教育委員会事務局学校教育室にあります。

なお、現在援助を受けている保護者も再度の申請が必要で

す。

▼申込締切 1月31日（金）

▼相談・問合せ先

明治小学校 ☎ 54・2105

駒寄小学校 ☎ 54・2300

吉岡中学校 ☎ 54・3213

教育委員会事務局 学校教育室 ☎ 26・2286（直通）

赤い羽根共同募金

ご協力ありがとうございました

戸別募金額 226万4,500円

平成25年度「赤い羽根共同募金」が、自治会長・地区代表（理事）・隣組長のご協力により実施されました。

集められた浄財は、群馬県共同募金会へ送金され、社会福祉協議会や福祉団体・施設など、民間の社会福祉事業推進のために役立てられます。

町民皆さまのご協力に深く感謝します。